



# 産経新聞 「国民の憲法」要綱

## 佐瀬昌盛委員 国際社会の標準重視

現行憲法第二章 戦争の放棄の第9条こそは長年、憲法論議の最も熱い争点だ。当然、われわれも同条の吟味に長時間を要した。



同条は基本的には連合軍総司令部(GHQ)の作品だ。日本側は微修正を施したにすぎない。GHQがいし米國側は、この憲法が指一本触れられずに60年以上も続くとはみていなかった。先の大戦の「好戦国民」には当面、「陸海空軍その他の戦力」の保持を禁じておく。が、やがて日本は非現実的な9条を自分で変更するだろうし、それもよしとみていた。

9条と関連しわれわれが、前文の検空

主張はかなり違った。一例を挙げると「自衛隊」は元来が間に合わせなくて「駄目な」では一致。国際連合の「軍」であるべきだが、呼称は「自衛軍」「国防軍」「国軍」のどれが適切か。結局、「軍を保持」となったが、この「軍」は性格規定であって呼称ではない。重要なおもう一点は「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する」として、自国が加わる条約と「確立された国際法」に忠実たるべしとの視点を採ったことだ。類似の改憲諸案中でもこの視点は希少、かつ誇れるものだろう。私個人は固有の文化を持つ日本が国際社会では標準重視国家だと願う。細部の精密な議論では異論を持つ各委員が私見に示した度量ある理解に感謝する。

## 西修委員 「国家を縛る」だけが意義か

「憲法とは、国家権力を縛る法である」といわれることがある。しかし、これは絶対王制からの解放を目指した初期立憲主義の古い憲法観だ。



現代の憲法は、「この国のかたち」を形成するために、一方で国家に権力を授け、その権力を制約することにも、他方で国民がいかに参画することを定める基本法といえる。国家と国民を対立関係として捉えるのではなく、国家と国民は、多少の緊張関係をはらみつつ、よりよき国家作りを目標に、ともに力を合わせて行動する協働関係にあると見るべきである。ここに2000年1月1日から施行さ

れているスイスの新憲法第6条を引いておこう。「すべての人は、自己自身に対して責任を負い、その能力に応じて、国家および社会における任務の遂行に寄与する」。起憲委員会は、こうした憲法観を共有し、それに基づいて『要綱』が作成された。それゆえ、例えば「自由および権利は、国政上、最大限尊重されなければならない」と規定する一方で、「権利は義務を伴う。国民は、互いに自由および権

## 大原康男委員 「国体」配慮を各章に反映

1年余り、27回にわたる起憲委員会の討議が終わって、ほとと安堵の息を継いだというが、率直な感想である。過去にも、また現在も並行してこの種の国会にいくつかが参加しているが、私にとって時間的にも内容的にも最も濃密なものであったことは間違いない。



振り返ってみれば、まずタイミングが絶妙であったことが挙げられる。占領終結直後から澎湃として起こった現憲法の見直し動きも、第96条の厳しい縛りのために見果てぬ夢の「とき議論倒れに終始してきたのが、昨今の東アジア情勢の緊迫化と第2次安倍政権の誕生

で、一挙に憲法改正ないし新憲法の制定が現実味を帯びた時点で問題提起となったからである。毎平均して3時間に及ぶ熱い議論で、憲法学の専門家でもない私が直接に関わり得た領域は「天皇」と「信教の自由」「政教分離」などにすぎないが、田久保委員ほか3人の委員諸氏の多方面にわたる言説から得られた知見は、憲法をめぐる新たな発見をもたらすし、貴重な知的財産となった。私の知的負債対照表では大幅な黒字である。当初、委員会に招かれるに際して、「国体(国家の本質的性格)に対する配慮を著しく欠いている」「現憲法の基本的問題性を強調したこともあったが、「国体」という言葉自体は採用されなかった」といえる。前文も天皇の章も「国体」は十分反映されている。それも、単に「天皇中心」を記述することにとどまらず、私見で述べた「合議や衆議で政治が運ばれてきた政治の伝統や「国民性」の例示といった点まで言及されている。本要綱があるべき新憲法の制定に向けて何がしか寄与することあれかしと望むことしきり。

## 百地章委員 家族の絆、取り戻すために

現行憲法の最大の課題は、「個人」のみで「国家」や「家族」が見えていないことである。



国家について言えば、個人を絶対視し、国家も個人の集合体とみる社会契約説に立脚している。これは、J・ロックの市民政府論を想起させる憲法前文から明らかであろう。また、憲法第24条は家族について触れているが、そこでも個人を絶対視し、家族よりも個人を優先するのが憲法の考え方である。

それどころか、こうした考え方は憲法の基本原理に反すると批判され、否定されてきたのが戦後の風潮であった。他方、「国家」と権力機構としての「政府」を混同し、国家とは権力が必要悪であるかの如き議論が憲法学界でも支配的であった。そこで「国民の憲法」では、前文および第一章「天皇」で、まず歴史的、伝統的な「国民共同体としての国家(ネーション)」について述べた。つまり、建国以来のわが国の悠久の歴史を振り返り、天皇を「国の永続性および国民統合の象徴」とするわが国独自の国柄を明らかにした。「国民共同体としての国家」が、時間的かつ空間的存在であることを思えば、前文や天皇をその「象徴」と定めた第1条の規定こそ、日本の「国のかたち」を「表す本来の憲法(コンスティテューション)」に最も相応しいのではないか。また、「人間の尊厳」の不可侵を謳う一方、「家族」を「社会の自然的かつ基礎的単位として尊重し、国や社会が保護すべきとした国民の憲法」第23条は、崩壊の一途をたどる家族の絆を取り戻す重要なよりどころになると思われる。

に関する見解は明記されていない。細野豪志幹事長は19日、記者団に「憲法の考え方についてはさらに踏み込んで示すべき時期がきている」と話したが、参院選まで残された時間はわずか。「分裂」を恐れて党内議論を避けてきたツケは大きい。

### 96条改正 勉強会始動

一方、自民党の石破茂幹事長は18日のテレビ番組収録で第96条改正の実現に向けて「パースナル(部分連合)でやることも選択肢の一つだ」と指摘し、改憲に前向きな政党との連携に言及した。3月には民主党、日本維新の会、みんなの党の有志議員による憲法第96条改正に向けた勉強会「憲法96条研究会」が始動。背景には「民主党改憲派の離党を促す(維新関係者)狙いもあり、今後憲法を軸に政界再編が進む可能性は否定できない。



各党が意見を述べる衆院憲法審査会。参院選に向けて憲法は重要なキーワードとなりそうだ(国会・衆院第18委員会室(酒巻俊介撮影))

支持層に改憲慎重派も抱える公明党は、首相が主張する第96条の先行改正に反対する方向で党内調整を進めている。しかし、自民党と連立政権を組む立場に加え、党内改憲派の意向を軽視するわけにもいかず、難しいかじ取りを余儀なくされそう。改憲派と護憲派を抱える民主党は党内の意見がまとまっておらず、17日に行われた党首討議でも海江田万里代表が憲法に触れることはなかった。8年前に取りまとめた「憲法提言」は、天皇や集団的自衛権など

### まとまらぬ公明・民主

活発化する憲法論議に戸惑いを隠せないのが、公明党と民主党だ。

### 共産・社民は護憲明快

対する護憲政党の主張も明快

安倍晋三首相	「参院選でも堂々と96条改正を掲げて戦うべきだ」(23日)	公明党・山口那津男代表	「(96条が参院選で)争点になるという認識を、私は持ちようがない」(23日)
菅義偉官房長官	「96条の改正がなければ物事は進まない」(8日)	民主党・細野豪志幹事長	「どう憲法を目指すのかという議論を飛ばしての96条改正は乱暴だ」(8日)
自民党・石破茂幹事長	「(96条の改正実現に向け)パースナル(部分連合)でやることも選択肢の一つだ」(18日)	生活の党・小沢一郎代表	「96条だけ先行するのは非常に邪道だ」(8日)
日本維新の会・石原慎太郎共同代表	「参院選の焦点は憲法になる」(2日)	社民党・福島瑞穂党首	「(憲法改正を参院選の争点にする動きに対し)受けて立つ、やっやろうじゃないかとの考えだ」(10日)
みんなの党・江田憲司幹事長	「憲法改正が参院選の焦点になるとは考えていない。憲法改正自体は否定しないが…」(2日)	共産党・志位和夫委員長	「96条改正は断固反対だ」(11日)

入などを訴える日本維新の会も改憲に熱心だ。参院選までに天皇や安全保障など憲法の重要テーマに関する「基本的見解」をまとめることを決定し、第96条を緩和する改正案もすでに取りまとめた。橋下徹共同代表と首相は9日に官邸で会談した際「96条緩和は必要」との方向で一致しており、両党の足並みはそろっている。

### みんな・生活も前向き

みんなの党と生活の党も憲法改正に後ろ向きではない。

## 「改憲」で政界再編も

現行憲法の改正発議の要件を緩和する第96条改正が夏の参院選の争点に浮上するなか、憲法に対する各党の取り組みは「前向き」から「様子見」までさまざま。改憲派を結集して政界再編を目指す動きも表面化しており、「憲法」は永田町の重要なキーワードとなりそう。

### 自民・維新は積極姿勢

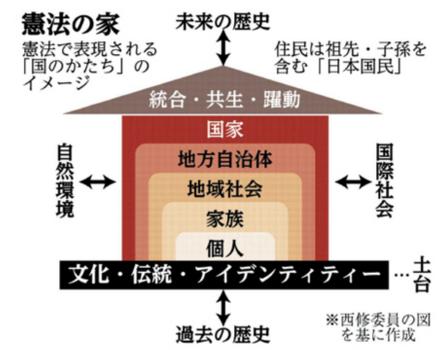
憲法をめぐる政界のトップランナーは昨年4月に憲法改正草案を策定した自民党だ。各党が憲法観を披露する衆院憲法審査会では草案に沿って「天皇は元首と位置づける」「集団的自衛権行使は認められる」などと主張。見解は改憲政党の中で最も歯切れが良い。安倍晋三首相(党総裁)は23日の参院予算委員会で、第96条改正について「夏の参院選でも改正を掲げて戦うべきだ」と述べ、争点化する考えを明らかにしている。憲法改正が必要な国会一院制導

◇おとわり 「きょうの人は休みます。」

# 産経新聞「国民の憲法」要綱

## 国家・国民は運命共同体

国家再生に向けて産経新聞社が提起した「国民の憲法」要綱の特色は何か。主な特色や論点をQ&A形式でまとめた。



**Q** 国民と国家、憲法との関係をどう考えたのか

A 憲法学界だけでなく、メディアの多くが「国家権力を規制するのが憲法」と強調する。国家と国民とを対峙する関係でみれば、誤りではないが一面的な見方と考えた。国家と国民は、よりよき国づくりを目標に、ともに力を合わせる。一体の関係でもあるから。

憲法を考える際、もつひとつ念頭に置いたイメージがあった。

**Q** なぜ憲法に国柄を書くのか

A 人に人柄があるように、国にも国柄がある。国柄とは憲法に国柄を盛り込むこと。その国を特徴付ける成り立ち、その国の骨格を規定する意味である。

## わが国の特徴を骨格に規定

た歴史のうらに今を生きる国民が立ち、支え合いながら家族や地域社会を築き、それが地方自治体、国家へと広がっていく家のようなイメージだ。憲法とは、国家・国民が独立を守り、未来へと進んでいく時間的な軸軸と、国際社会との協働や自然環境との共生を目指す空間的な軸軸を持つ「運命共同体」のような家である。

## 国際標準に則り足かせ断つ

法には「共和国の紋章は、青、白、赤の三色旗とする」「国歌はラ・マルセイエーズとする」とある。中国やポーランドなど、国旗や国歌を憲法に「共和国の紋章は、法で明記する国は多い。領土も「大韓民国の領土は、韓半島およびその付属島嶼とする」と規定した韓国例がある。

**Q** なぜ「軍」が必要なのか

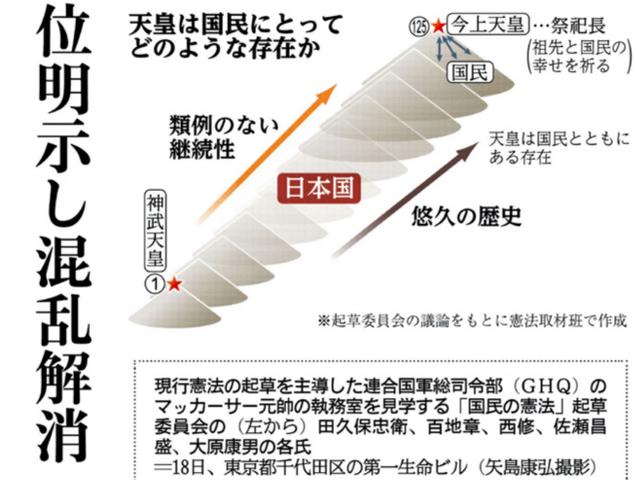
A 現行憲法の最大の欠陥は、国を守る実力組織について言及がないことだ。自衛隊は法律で設置されているが、現行憲法第9条で「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」とした欠陥が、さまざまな問題をたらしている。例えば、政府は自衛隊を国内的には軍隊ではないとしているが、国際的には軍隊に当たるが、国際的には軍隊に当たると言っている。捕虜の扱いなどを定めたジュネーブ条約が自衛隊に適用されなくなってしまうためだ。二枚舌にはかならない。

自衛隊の組織で歩兵を普通科、砲兵を特科、工兵を施設科などと、国民に分かりにくい表現に言い換えているのも、自衛隊が軍隊でないという意図が窺える。

「軍」に必要なのは、自衛隊の保持は当然のように規定されている。軍を保持することは国際的な標準なのである。何ら特別なことではない。

諸外国の憲法をみても、軍隊の保持は当然のように規定されている。軍を保持することは国際的な標準なのである。何ら特別なことではない。

## 天皇の地位明示し混乱解消



**Q** 「国を守り、社会公共に奉仕する義務」とはどのようなことか

A 国を守る、といっているが、まず健全な国防意識を持つことが大事で、例えば外国人によるスパイ活動を許さない、敵対する国家を利用する物品を輸出しない、といった心構えから始まる。東日本大震災のような国難の際、救助・支援活動をしたり、さらには

**Q** 地方分権に関する考えは

A 国の権限を地方へ移す地方分権を推進することは必要だ。ただ「主権」とは性質上、国民全体ないし国家が持つものである(第10条、第13条)。地方が持つものではない。それゆえ地域(地

**Q** なぜ緊急事態の際に権利が制限されるのか

A 緊急事態とは第114条に例示されているように、まさに国家存亡の危機といった事態を指す。それゆえ平時と同様に憲法を順守しては、かえって国民の生命を危険にさらすことにもなりかねない。そのため一時的に内閣が法

が、当の国会が損害を受けて機能しない事態も十分に考えられるため、事後の承認も可としている。

もつとも内閣が何でもできるわけでもなく、制限できる国民の権利は第115条2項で列挙されているものだけだ。

権利の制限も必要最小限であり、国民一丸となって国難に対処しうることが望まれている。

また、どんな組織、団体にも代表者が必要だ。そこでなにと自ら困るだけであらう。

またたく否定しているわけでもない。憲法は将来、国際情勢も変化に柔軟に対応できる

た歴史のうらに今を生きる国民が立ち、支え合いながら家族や地域社会を築き、それが地方自治体、国家へと広がっていく家のようなイメージだ。憲法とは、国家・国民が独立を守り、未来へと進んでいく時間的な軸軸と、国際社会との協働や自然環境との共生を目指す空間的な軸軸を持つ「運命共同体」のような家である。



# 産経新聞80周年「国民の憲法」要綱



## 第三章 国防

- 第二十五条 (国際平和の希求) 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国が締結した条約および確立された国際法規に従って、国際紛争の平和的解決に努める。
- 第二十六条 (軍の保持、最高指揮権) 国の独立と安全を守り、国民を保護するために、国際平和に寄与するため、軍を保持する。
- 第二十七条 (軍の最高指揮権) 軍の最高指揮権は、内閣総理大臣が行使する。軍に対する政治的優位は確保されなければならない。
- 第三十条 (軍の構成および編制) 法律でこれを定める。



上陸のための水路潜入訓練に励む自衛隊員。国の守りを万全にするには憲法を見直し、軍にすることが避けられない

## 第四章 国民の権利および義務

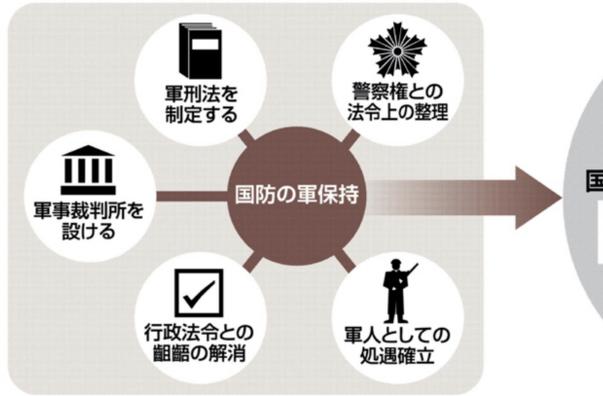
- 第一節 総則
- 第二十七条 (基本的人権の保障) すべての国民は、この憲法が保障する基本的人権を享有する。
- 第二十八条 (基本的人権の制限) 権利は義務を伴う。国民は、互いに自由および権利を尊重し、これを濫用してはならない。
- 第二十九条 (自由および権利の行使) 自由および権利の行使については、国の安全、公共の利益または公の秩序の維持のため、法律により制限することができる。
- 第三十条 (公務員の地位、自由および権利の制限) 公務員は、国民全体の奉

- 第二節 人間の尊厳および家族の保護
- 第三十一条 (人間の尊厳、人格権) 人間の尊厳は、これを侵してはならない。
- 第三十二条 (家族の尊重) 家族は、社会の自然的かつ基礎的単位として尊重され、国および社会の保護を受ける。
- 第三十三条 (家族の尊重および保護、婚姻の自由) 家族は、社会の自然的かつ基礎的単位として尊重され、国および社会の保護を受ける。
- 第三十四条 (家族の尊重および保護、婚姻の自由) 家族は、社会の自然的かつ基礎的単位として尊重され、国および社会の保護を受ける。
- 第三十五条 (家族の尊重および保護、婚姻の自由) 家族は、社会の自然的かつ基礎的単位として尊重され、国および社会の保護を受ける。

- 第三節 法の下の平等
- 第三十六条 (法の下の平等) すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。
- 第三十七条 (精神的自由) 第二十五条 (思想および良心の自由) 思想および良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第三十八条 (信教の自由、政教分離) 信教の自由は、何人に対しても、これを保障する。
- 第三十九条 (いかなる宗教団体も、政治に介入し、または政治上の権力を行使してはならない) 第二十一条 (いかなる宗教団体も、政治に介入し、または政治上の権力を行使してはならない)。
- 第四十条 (国および地方自治体は、特定宗教の布教、宣伝のための宗教的活動および財政的支援を行ってはならない) 第二十一条 (国および地方自治体は、特定宗教の布教、宣伝のための宗教的活動および財政的支援を行ってはならない)。
- 第四十一条 (学問の自由) 第二十一条 (学問の自由) 学問の自由は、これを保障する。
- 第四十二条 (表現の自由、検閲の禁止) 言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 第四十三条 (検閲は、これをしてはならない) 第二十一条 (検閲は、これをしてはならない)。

- 第四節 表現の自由は、第一八条(基本的人権の制限)によるほか、道徳および青少年の保護のため、法律により制限することができる。
- 第四十五条 (報道の自由) 報道の自由は、国民の知る権利に因るため、これを保障する。
- 第四十六条 (通信の秘密) 通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第四十七条 (私生活および個人情報の保護) 何人も、みだりに私生活を侵害されず、および個人情報濫用を防止する権利を有する。
- 第四十八条 (国は、個人情報に配慮しつつ、これを適正に保護する義務を負う) 第二十一条 (国は、個人情報に配慮しつつ、これを適正に保護する義務を負う)。
- 第四十九条 (情報公開請求権、情報公開の義務) 国民は、法律の定めるところにより、国および地方自治体が有する情報の開示を求める権利を有する。
- 第五十条 (国および地方自治体は、国民の知る権利に因るため、その保有する情報を公開しなければならない) 第二十一条 (国および地方自治体は、国民の知る権利に因るため、その保有する情報を公開しなければならない)。

## 文民統制、「政治優位」に変更



**解説** 現行憲法で「戦争の放棄」だった憲法を「国防」に改めた。「安全保障」も検討されたが、「安全確保」は非常に広い概念で、意味がより明確であることが望ましい」という意見が多数を占めたからだ。

武器使用や武力行使、集団的自衛権などをめぐって現行憲法が逐次、自衛隊の足かせとなってきた。起草委員会では憲法の欠陥を正し、条理に合った活動が可能となるよう検討した。

まず、現行憲法に記述がない「自衛権」を明記する必要性が指摘された。憲法解釈なしに自衛権が説明できない欠陥を正すよう全委員が賛同した。

第二章 戦争の放棄  
第九條 (戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄する。

「国防」の章のポイント  
● 標題を「戦争の放棄」から「国防」に  
● 「平和主義」(国際平和の希求)を堅持し、積極的有事に備えて国防の軍を保持する  
● 文民統制は堅持「軍に対する政治的優位」と定義し、標準的な意味明確に  
● 国民の平和な暮らしを守る備え万全に

現行憲法第九條二項の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない」との条文を全面的に見直し、現行憲法に位置づけられることも、全委員が賛成した。

見直した条文は「国の独立と安全を守り、国民を保護するために、国際平和に寄与するため、軍を保持する(第16條一項)とした。一部委員から「争点となっている自衛権という言葉を条文に明記した方がよいのではないか」と指摘があったが、多くの委員は「この条文なら自衛権が存在しない」と読み取ることが不可能だと主張した。

起草委員は軍の名称も議論したが「国防軍」「自衛軍」「国軍」などのどれを採用するかという点は意見が分かれた。最終的には単に「戦争を放棄する」とした「消極的平和主義」から、紛争の平和的解決や国際平和の実現にわが国が尽くしていく「積極的平和主義」に立脚した表現に改められた。

天皇と軍の関係では議論が白熱した。一部委員は「両者はできるだけ遠ざけた方が好ましい」と主張した。一方、天皇を元首とした上、諸外国同様、憲法で天皇と軍の関係に言及すべきだという主張もあった。

議論の末、天皇と軍は無関係ではないとした。ただ、それを憲法の条文で明記せず、軍幹部を認証官とし、勲章制度の改革など法律によって改善を図るべきだと判断した。

現行の条文  
第二章 戦争の放棄  
第九條 (戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として、永久にこれを放棄する。

争を解決する手段として、永久にこれを放棄する。

「国防」の章のポイント  
● 標題を「戦争の放棄」から「国防」に  
● 「平和主義」(国際平和の希求)を堅持し、積極的有事に備えて国防の軍を保持する  
● 文民統制は堅持「軍に対する政治的優位」と定義し、標準的な意味明確に  
● 国民の平和な暮らしを守る備え万全に

起草委員は軍の名称も議論したが「国防軍」「自衛軍」「国軍」などのどれを採用するかという点は意見が分かれた。最終的には単に「戦争を放棄する」とした「消極的平和主義」から、紛争の平和的解決や国際平和の実現にわが国が尽くしていく「積極的平和主義」に立脚した表現に改められた。

天皇と軍の関係では議論が白熱した。一部委員は「両者はできるだけ遠ざけた方が好ましい」と主張した。一方、天皇を元首とした上、諸外国同様、憲法で天皇と軍の関係に言及すべきだという主張もあった。

議論の末、天皇と軍は無関係ではないとした。ただ、それを憲法の条文で明記せず、軍幹部を認証官とし、勲章制度の改革など法律によって改善を図るべきだと判断した。

軍刑法について不要だとする意見はなかったが「あまり細かな点を憲法に規定する必要はなく、法律で定める際の検討課題」として必要性を確認し、立法政策に委ねた。

## 無秩序な「自由」偏重歯止め

**解説** 基本的人権を国民の権利として尊重しつつも「義務を軽視し、自由や権利を偏重する現行憲法の規定や解釈が、公共心や規範意識の喪失、社会秩序の混乱を招いた」との問題意識から、自由や権利に対する制限や、法令遵守(第19條)などの義務事項・規定を設け、権利と義務のバランスを取った。

第17條では、現行憲法第11條と同様に、基本的人権はすべての国民が享有し、「国政上、最大限尊重される」としたうえで、緊急事態下では、その限りでないこと明記した(十一章参照)。

さらに委員から「国家の存在と庇護なくして人権はもろろん、生存さえ保障されない」との指摘を踏まえ、自由と権利の行使も、「国の安全」「公共の利益」「公の秩序」維持のため制限可能とした(第18條)。

自由と権利については、現行憲法下でも「公共の福祉」により制限されることの判例もある。

しかし、戦後憲法で、「公共の福祉」とは人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理にすぎない」との解釈が主流だったため、「人権は国家や社会よりも優先にある」と「人権至上主義」を蔓延させた。この認識で委員が一致、曖昧な「公共の福祉」という表現は使わなかった。



# 産経新聞80周年「国民の憲法」要綱



## 第六章 内閣

- 第七九条(行政権) 行政権は、内閣に属する。
- 2 内閣の所轄のもと、法律の定めるところにより、必要やむを得ない範囲で、独立行政委員会を設置することができる。
- 第八〇条(内閣の構成、国会に対する連帯責任) 内閣は、法律の定めるところにより、その首長である内閣総理大臣およびその他の國務大臣で構成する。
- 2 内閣総理大臣およびその他の國務大臣は、現に軍籍にある者であつてはならない。
- 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。
- 第八一条(内閣総理大臣の指名) 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する。
- 2 衆議院と参議院が異なる指名をした場合には、両院協議会を開き、意見が一致しないときは、衆議院の指名が優先する。
- 第八二条(國務大臣の任命) 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。ただし、その過半数は、国会議員の中から任命しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、國務大臣を罷免することができる。
- 第八三条(内閣不信任の議決) 内閣は、衆議院で不信任案が可決され、または信任案が否決されたときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。
- 第八四条(内閣総理大臣が欠けたとき等の措置) 内閣総理大臣が欠けたとき、または衆議院議員の総選挙後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は総辞職をしなければならない。
- 2 内閣総理大臣が欠けたとき、または事故があつたときは、法律の定めるところにより、予め指定した國務大臣が、臨時にその職務を行う。
- 第八五条(内閣総理大臣の職務) 内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う。
- 2 内閣総理大臣は、内閣を代表して、議案を国会に提出し、ならびに一般國務および外交関係について国会に報告する。
- 第八六条(内閣の職務) 内閣は、法律で定める職務のほか、次に掲げる職務を行う。
- 一 法律を執行し、國務を統括する。
- 二 外交関係を処理する。
- 三 条約を締結する。ただし、事前に、やむを得ないときは事後に、国会の承認を経なければならない。
- 四 法律の定める基準に従い、国の公務員に関する事務をつかさどる。
- 五 予算案および法律案を作成して国会に提出する。
- 六 政令を制定する。
- 第八七条(法律および政令への署名) 法律および政令には、すべて所管の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署しなければならない。
- 第八八条(國務大臣の訴追) 國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。

- 3 緊急集会により採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会が開会されたのち、10日以内に衆議院の同意がない場合は、その効力を失う。
- 第六七条(議員の資格喪失) 両議院は、各々その議員の資格について争いが生じたときは、これを審査し、議決する。ただし、議員の資格を失わせるには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- 第六八条(定数および表決) 両議院は、各々その総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 第六九条(会議の公開および会議録) 両議院の会議は、公開とし、その議事は、会議録に記載しなければならない。ただし、出席議員の3分の2以上の賛成に基づき、秘密会にするることができる。
- 第七〇条(議員の選任および議院規則、懲罰) 両議院は、各々議長その他の役員を選任し、会議その他の手続きを定めることができる。
- 2 両議院は、各々院内の秩序を乱した議員を懲罰することができる。ただし、議員を除名するためには、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第七一条(法律の議決) 法律案は、この憲法に特別の定めがある場合を除き、両議院で可決したときに法律となる。
- 2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なる議決をした法律案は、衆議院で出席議員の過半数により再び可決したときは、法律となる。ただし、衆議院で再び可決するときは、参議院で議決されたのち、30日を経なければならぬ。
- 第七二条(予算の議決) 予算案は、両議院で可決したとき、予算となる。
- 2 予算案は、先に衆議院に提出しなければならない。
- 3 参議院で衆議院と異なる議決をしたときは、両院協議会を開いても意見が一致しないとき、または参議院が衆議院の可決した予算案を受け取つたのち、30日以内に議決しないときは、衆議院の先の議決によって、予算は成立する。
- 第七三条(条約の承認) 国会による条約の承認については、前条第1項および第3項の規定を準用する。
- 第七四条(人事案件の同意) 法律で定める公務員の就任については、国会の同意を得なければならない。
- 2 前項の案件は、先に参議院に提出しなければならない。
- 第七五条(議院の国政調査権) 両議院は、各々国政に関する調査を行い、証人の出頭および証言ならびに記録の提出を求めることができる。
- 第七六条(國務大臣の議院出席の権利および義務) 内閣総理大臣その他の國務大臣は、議院について発言するため議院に出席することができる。また、答弁または説明のため議院から出席を求められたときは、出席しなければならない。
- 第七七条(裁判官の弾劾) 国会に、裁判官の罷免について裁判するため、弾劾裁判所を設置する。
- 2 裁判官の罷免の訴追は衆議院が行い、裁判は参議院が行う。
- 3 裁判官の弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。
- 第七八条(行政監視院) 参議院に、行政監視院を設置する。
- 2 行政監視院は、次の年度にその監視報告書を国会に提出し、承認を経なければならない。
- 3 行政監視院の組織および権限は、法律でこれを定める。

## 首相公選制 大衆迎合を懸念



閣議は大切な内閣の意思決定機関だが、首相のリーダーシップ発揮が迫られる場面では迅速な決断の足かせとなる場合もある

**解説** 首相公選制の導入は是非を議論した。起草委員全員が導入に肯定的で、「国民の憲法」では現行のルールによって「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会が指名する」とした。

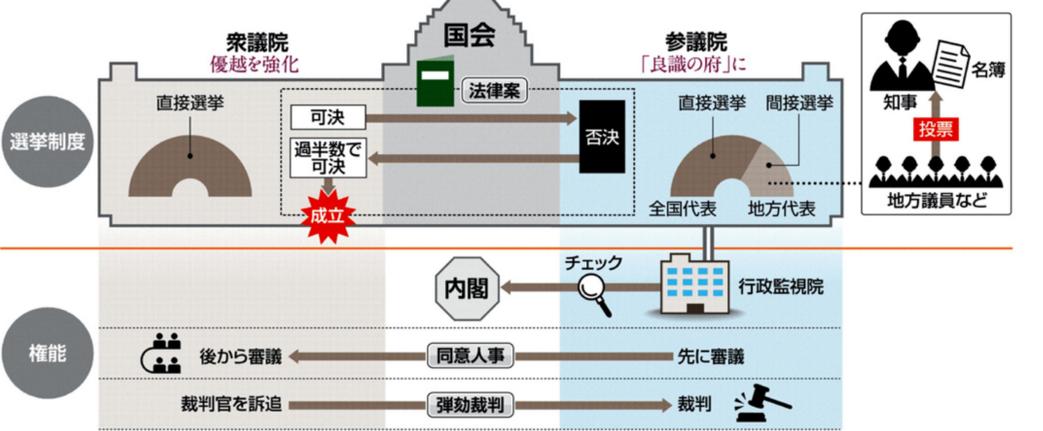
首相公選制についてある委員の懸念なども指摘された。また、首相のリーダーシップを強化するため「内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う」とした。

これは、現行憲法第72条に「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、行政各部を指揮監督する」と「内閣を代表して」という一語があるために、首相の指揮監督には閣議が必要となつて、首相のリーダーシップを鈍らせる一因と懸念された。

「国民の憲法」には首相の臨時代理の条文も明記した。任期途中で病に倒れた小渕恵三元首相の例を念頭に「内閣総理大臣が欠けたとき、または事故があつたときは、法律の定めるところにより、予め指定した國務大臣が、臨時にその職務を行う」と明記した。

一方、国家公安委員会や公正取引委員会など内閣の指揮監督を受けずに独立して職権を行使する独立行政委員会について、「国民の憲法」では「必要やむを得ない範囲で、独立行政委員会を設置することができる」とした。委員会の合憲性を保証しながらも、人権侵害が保障しにくい「国民の憲法」を侵害しにくい強力な権限を持つ委員会の安易な設置に歯止めをかけた。

### 新たな国会のイメージ(例)



### 参議院を抜本的に改革

参議院は、権能と選挙制度の2点で抜本改革を行った。その際、衆議院と競合するのではなく、衆議院の補完機能を持つよう配慮した。

権能では、第78条で、参院に行政監視院を置くことを定めた。参院は平成10年以降、決算と行政監視の機能を重視しており、行政監視院の設置は、さらなる機能強化の方策と位置付けた。具体案としては、米連邦議会の政府監査院(GAO)を念頭に、会計検査院と総務省行政評価局を統合して移管する案などが挙がった。ただ、問題提起にとどめ、組織や権限の詳細は「国民の憲法」の条文ではなく、法律で定めることとした。

また、第74条で国会同意人事の先議権を参院に付与。第77条で裁判官の罷免を行う弾劾裁判所について衆議院が訴追した人物を参院が裁判する方法に改めるなど、衆参の役割分担を明確にした。

選挙制度では、第60条で参院議員の選出方法を「直接選挙および間接選挙」とした。議論の過程では、委員から、衆参両院のねじれを生まない制度とする一方、「良識の府」としての役割を取り戻すため、6年間の任期中に外交・防衛・安全保障問題など国家的な課題に取り組む人物を選べる制度や、地方の意見を国政に反映できる制度が必要だとの意見が出た。

また、そのためには「一票の格差」にとらわれるべきではないとの意見で一致した。

これを受けて複数の委員から、選出方法を①全国区またはブロック②都道府県の代表を選出する地方区③を併用する案がそれぞれ出された。

このうち、地方区では、知事による任命制や推薦制、知事が作成した候補者名簿の中から地方議員らが投票で選出する間接選挙が提言された。全国区では、人気投票となることを避けながら専門家や知識人を選出する制度として、拘束名簿式の比例代表・直接選挙制が出された。ブロックでは「地域の歴史、風土や多様性を代表する人物」を選出する案が示された。

ただ、任命・推薦制については「選挙を経ない議員が国民権の下で受け入れられるかは疑問」との意見が出て採用を見送った。拘束名簿式も「全国規模の政治団体が影響力を行使すれば、必ずしも見識の高い人物が選ばれるとは限らない」との指摘があった。

これらの議論を踏まえ、「国民の憲法」では直接・間接選挙を併用して選出することだけを明記した。

## 権能・選挙 衆議院補完 良識の府復活へ

# 産経新聞80周年「国民の憲法」要綱

## 第七章 裁判所

第九九条(司法権) 司法権は、最高裁判所ならびにこの憲法および法律の定めるところにより設置される下級裁判所に属する。

2 行政機関は、終審として裁判を行うことができない。

第九〇条(軍事裁判所) 軍事に関する裁判を行うため、軍事裁判所を設置する。ただし、平時の裁判は二審制とし、最高裁判所を終審裁判所とする。

2 軍事裁判所に関する事項は、法律でこれを定める。

第九一条(司法権の独立) 司法権の独立は、これを侵してはならない。

2 すべて裁判官は、この憲法および法律ならびに裁判官としての良心に従

い、独立してその職権を行使する。

第九二条(裁判官の身分保障、報酬) 裁判官は、裁判によって心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合、および弾劾裁判によって罷免の裁判を受けた場合を除き、罷免されない。

2 裁判官は、定期に相当額の報酬を受ける。

第九三条(最高裁判所の裁判官) 最高裁判所は、長官および法律の定める員数の裁判官で構成する。

2 最高裁判所長官は、内閣が指名し、その他の裁判官は、内閣が任命する。

3 最高裁判所の裁判官の任期は10年とし、再任することができる。

第九四条(終審裁判所) 最高裁判所は、一切の条約、法律、命令、規則または処分の憲法適合性を判断する権限を有する終審裁判所である。

第九五条(最高裁判所の規則制定権) 最高裁判所は、訴訟手続きその他について、規則制定権を有する。

第九六条(下級裁判所の裁判官) 下級裁判所は、法律の定める員数の裁判官で構成する。

2 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所が指名した者の名簿の中から、内閣が任命する。

3 裁判官の任期は10年とし、再任することができる。

第九七条(裁判の公開) 裁判所の審理および判決は、公開の法廷でこれを行うことができる。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序または公益上、重大な支障が生じるおそれがあると決定した場合、審理は、これを非公開とすることができる。

## 第八章 財政

第九八条(財政運営の基本原則) 国の財政は、国会の議決に基づいて、これを運営しなければならない。

2 国および地方自治体は、将来の世代のために、財政の健全な維持および運営に努めるものとする。

第九九条(租税法律主義) 新たに租税を課し、または現行の租税を変更するためには、法律または法律の定める条件によらなければならない。

第一〇〇条(国費の支出および国の債務負担) 国費を支出し、または国が債務を負担するためには、国会の議決を必要とする。

第一〇一条(継続費および予備費) 複数年度にわたる支出が必要な事業については、法律でこれを定める。

第一〇二条(公金の濫用の禁止) 公金は、これを濫用してはならない。

2 教育、研究、芸術、慈善、博愛その他公共の利益に資する事業に対する公金の助成については、法律でこれを定める。

第一〇三条(予算不成立の場合の措置) 会計年度が終了するまでに、翌年度の予算が成立しないときは、内閣は、法律の定めるところにより、暫定期間に限り、特に必要と認められる支出を行うことができる。

2 内閣は、前項の支出について、予算の成立後、国会の承認を経ることを必要とする。

第一〇四条(会計検査) 国の収入支出の決算を検査する独立機関として、会計検査院を設置する。

2 会計検査院は、次の年度に、その検査報告書を国会に提出しなければならない。

3 会計検査官は、国会の同意を得て、内閣が任命する。ただし、この案件は先に参議院に提出しなければならない。

4 会計検査院の組織および権限は、法律でこれを定める。

第九九条(地方自治体の権能、条例制定権の限界) 地方自治体は、その事務を処理する権能を有し、法律の趣旨に反しない範囲で、条例を制定することができる。

第一〇〇条(課税自主権および国の財政措置) 地方自治体は、条例の定めるところにより、住民に対し地方税その他の租税を課することができる。

2 国は、地方自治を保障するため、地方自治体に対して、必要な財政措置を講じなければならない。

## 第九章 地方自治

第一〇五条(地方自治の基本原則) 地方自治は、住民の福利を旨とし、地方自治体の責任のもと、住民の意思に基づき、自主的に行われなければならない。

第一〇六条(地方自治体の種類) 地方自治体は、その基礎となる市町村およびこれを包摂する広域地方自治体とする。

2 地方自治体の組織および運営につ

ては、法律でこれを定める。

第一〇七条(国との協力) 地方自治体は、第一三条(国家主権、国および国民の責務)を踏まえ、国の統一性の保持に努め、国と協力しなければならない。

第一〇八条(地方自治体の議会および公務員の選挙) 地方自治体には、法律の定めるところにより、その議決機関として、議会を設置する。

2 地方自治体の長、議会の議員および法律の定めるその他の公務員は、その地方自治体の住民であって日本国籍を有する者が、直接選挙する。

第一〇九条(地方自治体の権能、条例制定権の限界) 地方自治体は、その事務を処理する権能を有し、法律の趣旨に反しない範囲で、条例を制定することができる。

第一一〇条(課税自主権および国の財政措置) 地方自治体は、条例の定めるところにより、住民に対し地方税その他の租税を課することができる。

2 国は、地方自治を保障するため、地方自治体に対して、必要な財政措置を講じなければならない。

# 最高裁判事 国民審査は廃止

【解説】 憲法に「国民審査」とあるが、これは「内閣」であることを踏まえ、続々第七回は現行憲法の「司法」ではなく「裁判所」とするの観点から、最高裁判所の判断を仰ぐことができるとする「審判」を採用し、軍事裁判所を最高裁判所に統合する必要がある。

【「裁判所」の章のポイント】

- 第五章「国会」、第六章「内閣」との整合性をとり、第七章は「裁判所」
- 軍の保持に伴い、軍事裁判所を設置
- 司法権の独立を明確化
- 国民審査制度は廃止
- 裁判官の報酬減額禁止規定は削除

【解説】 憲法に「国民審査」とあるが、これは「内閣」であることを踏まえ、続々第七回は現行憲法の「司法」ではなく「裁判所」とするの観点から、最高裁判所の判断を仰ぐことができるとする「審判」を採用し、軍事裁判所を最高裁判所に統合する必要がある。

【「裁判所」の章のポイント】

- 第五章「国会」、第六章「内閣」との整合性をとり、第七章は「裁判所」
- 軍の保持に伴い、軍事裁判所を設置
- 司法権の独立を明確化
- 国民審査制度は廃止
- 裁判官の報酬減額禁止規定は削除

# 国・地方に健全化努力求める

【解説】 第八章では、「財政健全化努力」を国や地方自治体の努力目標とする。憲法に財政の均衡を盛り込む動きが近年、欧州で相次いでいることが報告され(スイス、ドイツ、スペインなど)、国や地方自治体の債務残高が膨らみ込むことへの懸念が一致している。

【現行の条文】

第八章 財政

第九八条(財政運営の基本原則) 国の財政は、国会の議決に基づいて、これを運営しなければならない。

第九九条(租税法律主義) 新たに租税を課し、または現行の租税を変更するためには、法律または法律の定める条件によらなければならない。

第一〇〇条(国費の支出および国の債務負担) 国費を支出し、または国が債務を負担するためには、国会の議決を必要とする。

第一〇一条(継続費および予備費) 複数年度にわたる支出が必要な事業については、法律でこれを定める。

第一〇二条(公金の濫用の禁止) 公金は、これを濫用してはならない。

2 教育、研究、芸術、慈善、博愛その他公共の利益に資する事業に対する公金の助成については、法律でこれを定める。

第一〇三条(予算不成立の場合の措置) 会計年度が終了するまでに、翌年度の予算が成立しないときは、内閣は、法律の定めるところにより、暫定期間に限り、特に必要と認められる支出を行うことができる。

2 内閣は、前項の支出について、予算の成立後、国会の承認を経ることを必要とする。

第一〇四条(会計検査) 国の収入支出の決算を検査する独立機関として、会計検査院を設置する。

2 会計検査院は、次の年度に、その検査報告書を国会に提出しなければならない。

3 会計検査官は、国会の同意を得て、内閣が任命する。ただし、この案件は先に参議院に提出しなければならない。

4 会計検査院の組織および権限は、法律でこれを定める。

# 誤った「地域主権」主張 否定

【解説】 地方自治の章では「住民自治」と「地域主権」という地方自治の本旨を端的に盛り込み、地方自治は、住民の福利を旨とし、地方自治体の責任のもと、自主的に行われなければならない。地方自治の本旨を端的に盛り込み、地方自治は、住民の福利を旨とし、地方自治体の責任のもと、自主的に行われなければならない。

【解説】 地方自治の章では「住民自治」と「地域主権」という地方自治の本旨を端的に盛り込み、地方自治は、住民の福利を旨とし、地方自治体の責任のもと、自主的に行われなければならない。

【解説】 地方自治の章では「住民自治」と「地域主権」という地方自治の本旨を端的に盛り込み、地方自治は、住民の福利を旨とし、地方自治体の責任のもと、自主的に行われなければならない。

◆首相公選制 国民が直接、選挙で首相を決める制度。議院内閣制のわが国では採用されていない。  
 ◆人権委員会 人権救済を目的とする独立行政委員会が強大な権限を持つ。民主党政権下で廃案に。  
 ◆道州制 効率的な行政を期待し、府県より広い道を置く広域行政の一形態。

